性犯罪における刑法のさらなる改正を求める意見書

2017年6月、1907年刑法制定以来110年ぶりに性犯罪の罰則等に係る規定を見直し、刑法の一部が改正されました。可決にあたっては衆参両院で附帯決議が採択され、施行後3年を目途として総合的な施策のあり方について検討し、必要な措置を講ずることを求めています。

2020年3月、父親が実の娘に対して行った準強制性交行為が無罪になったのを始め、改正刑法のあり方が社会問題化されています。多くの欧米諸国では被害者の視点に立った性犯罪の定義規定の改正が行われています。

2020年は改正3年後を目途に再検討すべきとされている年です。より良い制度を実現するために法改正の議論を早急にスタートし、下記のとおり見直しを行うことを求めます。

記

- 1 強制性交等罪の成立要件を緩和すること。
- 2 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪に、地位を利用し得る者の規定を追加すること。
- 3 性犯罪被害者の保護施策及び被害者支援を拡充すること。
- 4 加害者及び被害者の心理状況調査及び研究を拡充し、更正を支援すること。
- 5 各関係機関の連携を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

所沢市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)